

第99回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年6月18日(火)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和元年6月18日(火)午後2時00分
- 3 閉会の日時 令和元年6月18日(火)午後3時06分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 14名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	欠席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	欠席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	欠席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男	参事 畑 太志
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明	副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

7番：河田 敬司 17番：安田 久子

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第99回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。7番 河田 敬司委員、17番 安田 久子委員にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 （議案訂正等の説明）

5月の諮問案件について報告します。南区藤田の農地改良の一時転用申請については、5月29日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は伊島町一丁目に居住し、世帯で約29アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により玉柏の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は中牧に居住し、世帯で約77アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中牧の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は津高に居住し、世帯で約58アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中牧の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件

をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は菅野に居住し、約35アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により菅野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は田原に居住し、世帯で約81アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により田原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は芳賀に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は平成27年に設立され、日応寺に本店を置き、約21アールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により日応寺の畑を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は横井上に居住し、世帯で約36アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により横井上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は福谷に居住し、世帯で約24アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により長野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は昭和62年に設立され、三和に本店を置き、約61アールの農地を耕作する一般法人ですが、増反により三和の田に10年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

解除条件付きの契約であるなど、一般法人が借り入れる際の要件を満たすこと、権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は平成28年に設立され、辰巳に本店を置き、新規就農しようとする一般法人で、佐山の畑に10年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

解除条件付きの契約であるなど、一般法人が借り入れる際の要件を満たすこと、権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から11番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 12番、受人は吉備中央町に居住し、世帯で約46アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西山内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は延友に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により延友の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件

をすべて満たしていると考えます。

14番、15番は、同時申請ですので、併せて説明します。14番の受人は大井に居住し、世帯で約69アールの農地を耕作する農業者で、15番の受人は大井に居住し、約13アールを耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため大井の田を交換しようとするものです。

15番については、下限面積30アールに達していませんが、交換の相手方である14番の経営面積が下限面積30アールを超えており、農地法施行令第2条第3項第2号に該当し、例外的に許可が可能です。

また、いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は新庄下に居住し、世帯で約99アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は苔山に居住し、世帯で約60アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により苔山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は惣爪に居住し、世帯で約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は新庄下に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、12番から19番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ20番、受人は御津芳谷に居住し、世帯で約51アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津芳谷の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は新庄上に居住し、世帯で約71アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津勝尾の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で20番、21番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3ページ22番、受人は曾根に居住し、世帯で約80アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は小串に居住し、世帯で約55アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

受人は、耕作地の中に違反状態の農地が存在しており、協議会で協議した結果、是正されるまではすべての農地を効率的に利用していると認められないため、保留意見となっています。

24番、受人は小串に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反及び借入地の取得により小串の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番から29番の受人は同一世帯であり、同時申請ですので、併せて説明します。受人は迫川に居住し、世帯で約4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎と迫川の田、奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番、受人は福田に居住し、世帯で約50アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川と迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で22番から30番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、23番は保留意見、その他の8件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区
３０番までの３０件の内、南区２３番は保留、その他２９件を許可
と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請について
の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ５ページ１番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場で
す。転用期間は、許可日から３年間です。

申請人は、現在、申請地近隣に事業所を有する法人から駐車場設置の要望を受
けており、申請地を貸露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、水管及びガス管が埋設された沿道で半径５００メートル以内に
医療機関と中学校があることから３種農地と判断され、農地区分と転用目的は
問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題な
いと考えます。

２番、転用目的は、露天駐車場及び農業機器置場です。申請人は津高に居住
し、約１３０アールの農地を耕作する農業者で、申請地の隣接地で個人的に農
園を営んでいます。収穫した野菜等を農園へ搬入する農用車の駐車場が必要に
なったこと及び農業機器の増加に伴い農業用倉庫が手狭となったことから、農
園の隣接地である申請人所有の農地を露天駐車場及び農業機器置場として転
用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、
一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員
さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、１番、２番の２件について協議したところ、事務局
説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見
です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（２）については、中・中央地区１番、２番の
２件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての
審議に入ります。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願い
します。

奥山係長 ６ページ１番、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場で、一時転用中です。
申請人は、昭和１６年に設立され、広島市東区に本店を置き、土木建設業を主
な事業としています。申請人は、平成２８年５月１８日から、ＪＲ西日本岡山
支社管内の橋梁落下防止装置取付工事に係る現場仮設事務所及び作業所の確
保のため、一時転用許可を受け、申請地を仮設事務所、露天駐車場及び露天資
材置場として使用してきました。従前の工事に係る契約期間は令和２年３月３
１日となっていますが、その後もＪＲ西日本岡山支社管内の橋梁、踏切、道路
等の修繕及びメンテナンス等の工事を継続して請け負うことが見込まれてい
ることから、引き続き露天駐車場及び露天資材置場として使用するため、申請
地に賃借権を設定し、永久転用許可を受けようとするものです。なお、既存の
仮設事務所は、申請地の永久転用に際し建築基準法の要件を満たさないことか
ら撤去され、申請地から約１００メートル離れた場所へ新たに事務所を設置す
ることとしています。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、
一般基準上も問題ないと考えます。

２番、平成３０年１２月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。
申請人は檜津の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え住居が手
狭となったため、実家に近く、相互に協力するのに便利な申請地を所有権移転
し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、
一般基準上も問題ないと考えます。

３番、平成２９年１１月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。
申請人は中撫川の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え住居が

手狭となったため、実家に近く、農作業の手伝いに便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、5番は同じ地域ですので、併せて説明します。

4番、転用目的は飲食店です。申請人は、平成7年に設立され、大阪府堺市に本店を置き、食品製造販売業を主な事業としています。申請人は、岡山市北エリアに寿司店の出店を計画し、候補地を選定した結果、幹線道路沿いで集客が見込める申請地に賃借権を設定し、飲食店を建築しようとするものです。

5番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場です。転用期間は、許可日から3年間です。申請人は、平成29年に設立され、北区伊島町に本店を置き、不動産業を主な事業としています。申請人は、申請地周辺の個人及び法人から駐車場設置の要望を受け、法人役員所有の申請地に賃借権を設定し、貸露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも水管及びガス管が埋設された沿道で半径500メートル以内に医療機関と中学校があることから3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は自己住宅です。申請人は東区金岡西町の婚約者の母の持ち家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、申請人と婚約者それぞれの勤務地に近く通勤が便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、婚約者の母及び婚約者の子ども2人が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。申請人は西長瀬の妻の実家に家族6人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、申請人の勤務先や妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、妻の両親が引き続き居住します。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準

上も問題ないと考えます。

8番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は保育所です。申請人は、平成9年に設立され、北区檜津に主たる事務所を置き、社会福祉事業を主な事業としています。申請人は、申請地から約500メートルの地点で認可保育所を運営していますが、今般、岡山市の認可保育所運営事業予定者として決定を受け、新たな保育所の建設を計画しています。既存の保育所から比較的近く、事業の運営や管理上連携が取りやすく、利便の良い申請地を所有権移転し、保育所として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については園児150人を保育する事業計画から妥当な面積と考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ9番、転用目的は露天資材置場です。申請人は、有限会社有松組として平成31年4月18日付けで申請地近隣の2筆を一時転用からの本転用として許可を受け、露天資材置場・露天駐車場として使用していましたが、事業の合理化や拡大等の目的により、有限会社有松組を法人解散することとし、現在は、その事業一切を株式会社森安開発が承継しています。申請人は、事業拡大に伴い建築資材の量が増加し既存の露天資材置場では手狭となったため、既存の露天資材置場に近く便利である申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は農業用進入路です。申請人は、今月議案申請等(1)農

地法第3条の規定に基づく許可申請19番で、新庄上の田を所有権移転するにあたり、農機具等の進入路がないため、申請地を所有権移転し、農業用進入路として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、倉敷市玉島の借家に夫婦2人で居住していますが、将来の両親の介護に備えるため、また、将来、農業を引き継ぐ際に便利である実家に近い父所有の農地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で父所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は店舗です。申請人は、昭和14年に設立され、東京都千代田区に本店を置き、小売業を主な事業としています。申請人は、店舗用地を選定した結果、市街化区域に隣接し、交通量の多い市道沿いにあり、近隣住民や多くのドライバーによる利用が見込まれる申請地に賃借権を設定し、店舗を建築しようとするものです。

農地区分は、水管・下水道管が埋設され、小学校・幼稚園から500m以内にある3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、足守の借家に夫婦2人で居住していますが、現在、申請地周辺において知人や親戚の農作業を手伝っており、将来的に親戚、知人らの農業を引き継ぐため、既存非農地と隣接する申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、9番から13番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ14番、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市新田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の実家に近く便利の良い父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

《浦上委員退室》

15番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、申請地の隣接地に居住していますが、自宅敷地内の駐車スペースが狭く不便であるため、申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、14番、15番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 8ページ16番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、妹尾の妻の実家に家族5人で居住していますが、住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境の変わらない妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居に

は妻の両親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天資材置場です。申請人は、昭和63年に設立され、東睦に本店を置き、土木・建築業を主な事業としていますが、建設資材が増加し、資材置場が不足したため、事務所に近い法人役員所有の申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き露天資材置場として使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、法人役員の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、浦安西町の町内会ですが、公民館に駐車場がないため、隣接した申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した周辺地域居住者の日常生活に必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番から22番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

19番、申請人は、倉敷市連島町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は、東古松の持家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却の予定です。

21番、申請人は、高柳東町の持家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却の予定です。

22番、申請人は、昨年まで居住していた倉敷市真備町の持家が水害に遭い、現在、倉敷市中島の実家に間借りしています。真備町の持家は取り壊しがいつになるかわからず、水害の経験から同じ場所に居住することは精神的に困難な

ため、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、持ち家を取壊した後、土地は売却します。

農地区分は、いずれも農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番から34番までは、同じ地域ですので、併せて説明します。いずれも令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

23番、申請人は、洲崎の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、通勤が便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は、下中野の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先や実家が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は、浦安南町の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は、備前市鶴海の実家に家族6人で居住していますが、住居が手狭になったため、叔母宅に近く、通勤も便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には父が引き続き居住します。

27番、申請人は、福田の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先や実家が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は、玉野市長尾の実家に家族3人で居住していますが、妻子と同居するため、夫婦それぞれの勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には母と妹が引き続き居住します。

29番、申請人は、当新田の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は、福田の借家に家族5人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は、東花尻の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は、藤田の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先や実家が近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は、玉野市和田の社宅に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先や実家が近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は、浦安南町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、23番から27番まで及び29番は区役所から300メートル以内の3種農地、28番及び30番から34番までは区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

35番、平成27年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、浦安南町に居住していますが、駐車場が不足しているため、自宅に隣接した申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、区役所から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

36番、転用目的は自己住宅です。申請人は、中区藤原光町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先や実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

37番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、中区山崎の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に隣接し農作業にも都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による

営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、16番から37番までの22件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区37番までの37件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、8番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、6月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

《浦上委員 入室》

議長 次に申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 12ページ中・中央地区1番から3番までの3件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1番は、財団から受人への所有権移転で、2番、3番は、所有者から財団への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、中・中央地区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、中・中央地区1番から3番までの3件を原案どおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １３ページ中・中央地区１番から１６ページ南区１６番までの１６件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望は、３番、８番、１１番があり、その他はありません。あっせん希望ありのものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（５）の１６件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１７ページ１番から８番までの８件です。転用目的は、共同住宅３件、共同住宅・一戸建て１件、貸露天駐車場２件、露天駐車場２件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１８ページ１番から１９ページ１２番までの１２件です。転用目的は、貸露天資材置場・貸露天駐車場１件、自己住宅３件、進入路１件、貸倉庫１件、分譲住宅地２件、露天駐車場１件、宅地分譲１件、店舗１件、宅地の拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２０ページ１番から４番までの４件で、解約理由は、４番が転用目的及び耕作目的で、その他は、いずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番から４番までの４件で、内容は農業用材料置場及び露天駐車場１件、農業用倉庫３件、です。

最後に報告（５）農地改良届については、２２ページ１番、２番の２件で、内容は、普通野菜畑２件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、
第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1) 令和元年度事業について

(2) その他

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(7月18日(木)市役所1階多目的ホール)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時06分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員